**事業継続力強化計画　策定補助ツール**電子申請下書用

令和4年8月8日版 Ver.1.2

|  |
| --- |
| ◆はじめに  当該ツールは申請様式ではなく、事業継続力強化計画を作成するための補助ツールです。申請にあたっては、電子申請システムから申請してください。  https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/images/tebiki_tandoku.png?0302**電子申請システム**<https://www.keizokuryoku.go.jp/>  策定にあたっては『事業継続力強化計画策定の手引き』を参照してください。策定手順、記載方法・ポイントを記載しています。  **策定の手引き**<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#tebiki> |

◆注意点

枠に記載する入力文字が5000文字を超える場合は、記述内容を記載したファイルを添付して申請します。

**１　名称等** 必須 ※GビズIDを取得するときに記載した内容が反映されます。

業者氏名は

代表者の役職名及び氏名

資本金又は出資の額　　　　　　　 　 　　　　　 常時使用する従業員の数

業種

法人番号　　　　　　　　　　　　　　 設立年月日　　 ※設立年月日は個別入力

**２　事業継続力強化の目標**

**自社の事業活動の概要**

◆注意点

業種等に加え、自らの事業活動が担う役割について、サプライチェーンにおける役割または地域経済などにおける役割の記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とはなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要  必須 | 当社は、損害保険・生命保険の保険代理業を営んでおり、長年  にわたり地域に密着した総合保険代理店として、個人・法人への保険販売をしている。自然災害等が発生した場合は、いち早く被害にあわれた契約者の保険金請求手続きを行なっている。  平時にはリスクマネージャーとして地域の防災減災活動や情報提供を行なっている。  当社が災害時に早期復旧することにより、契約者の早期復興に寄与する役割があることを念頭に経営を行なっている。  ※当社が早期復旧できないと保険金お支払いの遅延につながる |

※自社の特色や活動をアピールする部分です。自社の会社案内やホームページを見て修正

※本文内の青字部分は外さないように（①保険代理店 ②地域への社会貢献 ③保険金早期支払）

**事業継続力強化に取り組む目的**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業継続力強化に取り組む目的  必須 | 下記３点を目的に、事業継続力強化に取り組む  １．自然災害等の発生時においては人命を最優先とし、社員と家族の「生命」と「財産」を守り、雇用と資産を守る  ２．自社が被災した場合でも、事業活動への影響を最小限に抑  　え、お客様の災害対応を維持できる体制を維持する  ３．平時においてはハザードマップの活用方法、防災対策の情報提供等の啓発活動を通じ地域の防災・減災に貢献する |

**事業活動に影響を与える自然災害等の想定**

◆注意点

事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える1つ以上の自然災害等を検討します（全ての自然災害等を網羅する必要はありません）。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業活動に影響を与える 自然災害等の想定  必須 | 当社の拠点において、事業活動に影響を与える主な自然災害等  の想定は以下の通り  【所在地：〇〇県〇〇市〇〇区１－１－１】  地震（防災科研　地震10秒診断より）  今後３０年以内に発生する地震震度の確率は下記のとおり  〇震度6弱以上の発生確率は ○.○%  水災（国土交通省　重ねるハザードマップより）  ※浸水地域内か否か、地域内であれば浸水想定メートルを記載 |

**自然災害等の発生が事業活動に与える影響**

|  |  |
| --- | --- |
| 自然災害等の発生が 事業活動に与える影響 | （想定する自然災害等）必須  想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きい  と考えられるものは、震度６弱以上となる大きな地震の影響である |
| （人員に関する影響）必須  〇地震  ・震度６弱以上の大きな地震に見舞われた場合、営業時間中であれば一時避難や社員の怪我などによる緊急対応が重要となり、平常業務が中断する  ・地震発生が夜間・休日であれば、本人またはその家族の負傷や、道路交通網の寸断などの被害により、本社への出勤ができないなどの理由で十分な人員が確保できなくなる  ・被災した多くのお客様からの集中する事故報告受付と災害対応に追われ、少人数での業務対応となった場合には、平時の事業活動との混在が発生し、業務全般が混乱状況に陥る事が予測される |
| （建物・設備に関する影響）必須  ・事務所は鉄骨造であるため、建物倒壊やひび割れなどの損傷が発生する※自社の建物構造で表現を変えること  ・事務所内の什器備品の倒壊、損傷により保管物の活用が困難となる  ・長時間停電が発生した場合には、通信機器（PC・タブレット  端末等）のインターネット環境（Wi-Fi）が使用不可となる。  【予測されるインフラへの影響（地震10秒診断より）】  停電日数○日、断水日数○日、ガス停止日数○日  ※ワークショップ時に行なった地震10秒診断診断結果を記入 |
| （資金繰りに関する影響）必須  ・流動性のある自己資金があるため（販管費1か月分以上）、  緊急時の復旧費用が発生しても、当面目先の資金繰りには困  らない。但し、大規模地震の際には地域全体の復旧に長期間かかるため、契約募集などの主たる営業活動への影響が長引き売上が減少する  ※自社の決算書P/L見て文面を適宜変更 |
| （情報に関する影響）必須  ・地震による影響が生じた際には契約情報は保険会社のサーバーで厳格に管理されているが、ＰＣ本体の保存情報（契約者属性情報、コンタクト履歴など）の閲覧が不能となる  ・会社経理や労務管理情報は顧問先士業での二重保管もされており、自社と共に先方の被災により一時活用不能となる |
| （その他の影響）  ・地震のような広域災害時では、保険会社の災害対策本部や事故受付センターへの被災者からの連絡が一時的に集中し、電話が全く繋がらないなどの事態が想定される  ・ライフラインへの影響によりお客様への損害確認などの立会や保険金支払いなどにも遅れが生じる事が考えられる  ・お客様自身が被災され避難の際には、当社への事故報告が遅れる可能性がある |

**３　事業継続力強化の内容**

1. **自然災害等が発生した場合における対応手順**

「発災後の対応時期」には、プルダウンで次の選択肢が出てきます。

|  |
| --- |
| **発災直後　発災後１時間以内　発災後１２時間以内　国内感染者発生後　社内感染者発生後　　その他** |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 初動対応の内容 | 発災後の  対応時期 | 事前対策の内容 |
| １ | 人命の安全確保 | 必須  従業員の避難方法 | 発災直後 | 地震発生直後の一時集合場所、避難場所、避難経路の周知徹底や建物内の安全エリアを設定  ※すぐには動かないで安全確認をする垂直避難のこと |
| 必須  従業員の安否確認 | 発災直後 | ・従業員の安否確認のための  　基本ルールを定める  ・SNS（グループLINE）を活用した安否確認方法を整備 |
| 顧客への対応方法 | 発災直後 | ・顧客の避難経路や避難場所  　を周知徹底する（自社HP）  ・顧客への避難誘導の手順を  　発生後の状況に応じて検討 |
| ２ | 非常時の緊急時体制  の構築 | 必須  ○○社長を本部長とした災害対策本部の設置・整備 | 発災後1時間以内 | ・迅速な災害対策本部を設置  　する基準を定める  ・設置基準は震度６弱以上  　※水災の場合には避難指示  　　解除後ただちに等追記 |
| 役割分担に応じた  行動 | 発災後1時間以内 | ・本部長の指揮命令を受けて行動する全社員の役割を定める |
| ３ | 被害状況の把握  被害情報の共有 | 必須  自然災害時の被災状況の把握や影響の有無の確認 | 発災後12時間以内 | ・被害状況について、誰が、いつまでに、どのような方法で、誰に伝えるのかを整理し、手順を取り決めておく。  ・自然災害による被害による復旧見通しの伝達方法を整備  ・被災状況は所定の建物、設備  　被害状況調査リストを活用 |
| 連携事業者の被災状況の確認  〇〇県代協事務局、取引先、主要顧客、地元の市当局、商工団体へ災害対策本部責任者より報告する | 発災後12時間以内 | ・連携事業者の保険会社と  　〇〇県代協事務局とは、被災者への対応方法など連携方法を整理する  ・主要顧客へは自社HPで保険会社の災害対策本部設置状況等を告知  ・関係当局ヘは自社の被災状況と当該地域のインフラ関係の影響を共有 |
|  | その他の取組 | 顧客対応の分担 | 発災後12時間以内 | ・被災地域の顧客対応と同時に  被災地以外の顧客対応が一時並列するための分業体制を構築 |

※WEB申請書の記入欄は追加できます

1. **事業継続力強化に資する対策及び取組**

◆注意点　A～Dのうち1つ以上の記載が必要です。「現在の取組」と「今後の取組」はセットで記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 現在の取組 | 今後の計画 |
| A | 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備 | ・平時から社員間の業務内容の共有を徹底しており、一部社員が不在の場合にでも、業務が滞らないよう多能工化を図っている  ・お客様とのオンライン面談（ZOOM）の活用を導入している。 | ・地震などの広域災害が発生した際は、お客様からの事故報告が殺到する事が想定されるため、電話以外の接点方法を保険会社のツールも活用しながら整備する  ・災害危機から社員の命と心身への影響を最小限にとどめるための避難訓練や机上訓練、メンタル対策検討する |
| B | 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入  ※税制優遇、金融支援を希望する場合、この項目は入力必須です。 | ・業務使用の携帯電話、スマホの電源保として、携帯型バッテリーを保管している。 | ・地震による長期停電に備え、業務で使用するPC・タブレット端末のバッテリーを事務所と在宅用それぞれに導入  ・照明設備（卓上用ライト）も各社員それぞれに支給し、発災時にすぐに使用できるよう適切な点検管理を徹底する  ・断水、停電、物流の混乱に備えて、事業活動が継続できる最低限の備蓄品を常備する（飲料水／非常用食料／救急セット／マスク／消毒液）  ※食料品等のベストは7日分、最低でも3日分を備蓄と記載  ・断水などでトイレの使用ができない場合を想定し、非常用携帯トイレを購入する |
| C | 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保 | ・地震による損害は、すでに火災保険地震担保（建物・設備什器）に加入しており、損害の復旧費用）などは、加入している損害保険金で準備済み  　※保険御加入内容に  　　応じて文面変更 | ・国や自治体からどのような支援策があるのかの情報を整理し、事業活動の長期停止や行動制限による急激な売上高の減少時でも、従業員への雇用を維持できる財務体質とする  ・メイン取引の〇〇信用金庫〇〇支店融資窓口との災害支援融資等の情報共有  　を行う |
| D | 事業活動を継続するための重要情報の保護 | ・個人情報を含むファイル等や、業務で使用する。PCは、施錠管理できる専用棚に入れている  ・停電や破損によるデータ損失に備え、バックアップをサーバーで管理している | ・自社サーバーが倒壊により損傷しないように浸水しないように設置場所を  堅固な場所に移動させる  ・緊急時用の予備のP Cを準備する  ・紙ベースで残している各種資料は順次　データ情報化する |

1. **事業継続力強化設備等の種類**

◆注意点

税制優遇を希望する場合は入力必須です。

税制措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象は中小企業者等（資本金１億円以下等）となり

ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 税制優遇を活用する |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得  年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 |  |
| 上記設備は、中古品及び所有権移転外リースによる貸付資産ではありません。 |  |
| 上記設備は、国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等した設備ではありません。 |  |

**５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
| 事前対策 | 設備の損害に対する復旧費用の支払い | 保険金 | 5,000 |
| 事前対策 | 照明設備（懐中電灯）PCバッテリー | 自己資金 | 100 |

※記入欄は追加できます

※税制優遇項目ではないので必要な資材等はここに記入（上記３（２）の今後の計画とリンク）

**３　事業継続力強化の内容**

1. 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

「種別」には、プルダウンで次の選択肢が出てきます。

|  |
| --- |
| **０：なし　１：日本政策金融公庫　２：信用保証協会　３：民間金融機関　４：商工会議所（連合会）**  **５：商工会（連合会）　６：全国中小企業団体中央会　７：保険会社（生命保険等）　８：自治体等行政（消防含む）　９：損害保険会社　１０：コンサル会社（中小企業診断士以外）　１１：グループ会社　　１２：組合含む同業他社　１３：取引先企業等　１４：その他社団、財団、企業等　１５：商工中金　　　１６：日本政策投資銀行　１７：中小企業診断士（協会）　１８：中小企業基盤整備機構** |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 〇〇火災海上保険株式会社　〇〇支店または〇〇支社 |
| 種別 | 損害保険会社 |
| 住所 | ※支店や支社の住所を記入 |
| 代表者の氏名 | ※必ず支店長、支社長クラスの肩書が必要 |
| 協力の内容 | ・自然災害に備えた防災・減災に対する取り組みなど、地域の安全と安心に向けて協働する  ・大規模な地震が発生した場合は、被災されたお客様のスムーズな事故受付、や損害確認の立会（同行調査）等の活動を、保険会社の災害対策本部と協力して迅速かつ円滑に実施する |

※記入欄は追加できます（県代協、商工会議所、商工会などの所属団体を正式名称で追加）

※電子申請画面に合わせて、通し番号は、３（３）の後に（５）が振られています。

1. **平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組**

◆注意点

実効性の確保には、経営層の関与が必要不可欠です。

必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。

年１回以上の訓練と計画の見直しについても必ず記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経営層の下推進  必須 | 教育・訓練の実施  必須 | 見直しを計画  必須 |
| 平時から代表取締役社長の指示の下、社員全員で災害時において、人命を最優先した実効性の確保に取り組む | 年一回、大規模地震における初動の対応方針の徹底と役割の明確化、社員の危機意識の向上に向けた「ジギョケイ対策推進会議兼研修」を代表取締役の下で実施する。  安否確認と避難訓練は毎年スケジュール化し実施する | 年1回の避難訓練と安否確認訓練の実施により、組織と個々の改善課題を明確化し、対策本部の運営手順等を全員で見直す |

**４　実施期間**

本計画の実施期間を記載します。

◆注意点

実施期間については、申請月の翌月起算で3年以内（36か月）の取組であることを確認してください。

認定後に自社の状況に変化（合併や支店増加など）が生じた場合には、計画に記載した実施期間を待たず、計画内容の見直しを検討してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施期間　必須 | 西暦2023年8月～2026年7月 |

　　　　　　　　　　※実施期間終了時には、課題の達成状況の確認の上での申請が必要

**６　その他**

関係法令の遵守等、その他必要事項を確認し、該当するものにチェックを付します。

◆注意点

（１）関係法令の遵守については、チェックが必須となっております。内容を確認の上、

チェックを付けてください。

（２）その他事業継続力強化に資する取組については、チェックは任意となっております。

該当する取り組みがあれば忘れずにチェックを付してください。

**（１）関係法令の遵守**（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | レ |

**（２）その他事業継続力強化に資する取組**（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 |  |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 |  |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 | レ |

　※自社でBCPを策定している場合には上記ボックス欄へのレ点チェックは必要ですが

　　現物を添付して申請する必要はありません。

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格